

1 借受・転貸状況

(1) 令和4年度の借受・転貸面積

	3月末までに権利発生したもの(※2)						左記の期間(※4)							
	権利の種類別		地目別(※3)				設定期間別							
	賃借	使用賃借	田	畑 (樹園地以外)	畑 (樹園地)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上		
借受面積	416	297	119	376	39	-	-	1	3	7	82	240	83	
転貸面積(※1)	452	363	88	387	65	-	-	1	7	49	97	266	32	
うち新規集積面積(※1)	167	143	25	138	29	-	-	1	2	9	21	124	10	

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、令和4年度に転貸したものを含む。
 「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。
 ※2:過年度に農用地利用集積計画を公告し、令和4年度に権利発生したもの及び過年度に農用地利用配分計画を認可公告し、令和4年度に権利発生したものを含む。
 ※3:登記簿地目ではなく、現況地目で区分し記載すること(※2)でも同様。
 ※4:農地中間管理権の取得又は権利の設定等を行った期間を整理(年度末の残存期間でないことに注意)。

(2) 累計(令和4年度末時点)

	累計 (ストック)	権利の種類別		地目別			残期間別(※2)								地域類型別	
		賃借	使用賃借	田	畑 (樹園地以外)	畑 (樹園地)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	平地 農業地域	中山間 農業地域	
		借受面積(①)	5,476	4,467	1,008	5,156	320	-	-	1	9	45	246	4,929	245	101
うち転貸面積(②)	5,408	4,467	941	5,120	288	-	-	1	16	107	1,456	3,657	169	101	4,481	
うち新規集積面積	1,822	1,630	192	1,681	140	-	-	1	4	24	422	1,311	60			
うち機構が管理している面積	67	1	67													
うち作業委託で管理している面積	-	-	-													
うち条件整備中の面積	67	1	67													
うち新規就農者等へ転貸するために確保した面積(※1)	-	-	-													
転貸率②/①	98.8%															

※令和4年度末までに権利発生したものを記載すること。
 ※1:新規就農者、新規参入者等へ転貸する目的であらかじめ中間保有している全面積を記載すること。
 ※2:令和4年度末時点の残期間で区分し記載すること(利用権設定時の存続期間でないことに注意)。

(3) 令和4年度の遊休農地の借受・転貸面積

フロー	3月末までに権利発生 したもの(※2)	うち農地バンク自ら 解消した面積(※3)
借受面積(※1)	0	0
転貸面積(※1)	-	

※1:上記(1)の※1と同じ。
 ※2:上記(1)の※2と同じ。
 ※3:「農地バンク自ら」には、委託して解消したものを含む。

(4) 累計(令和4年度末の遊休農地の借受・転貸面積)

ストック	3月末までに権利発生 したもの	うち農地バンク自ら解 消した面積
借受面積	0	0
転貸面積	-	

2 転貸先の状況(令和4年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1)地域内の農業者	186	427.1
うち個人	98	89.2
①認定農業者	37	50.2
②認定新規就農者	39	30.1
③基本構想水準到達者	-	-
④その他	22	8.8
うち法人	88	337.9
①認定農業者	83	332.8
うち企業	35	121.3
うち農外から参入した企業	1	0.8
②認定新規就農者	2	2.9
③基本構想水準到達者	1	1.4
④その他	2	0.8
うち企業	38	121.7
うち農外から参入した企業	1	0.8
(2)地域外からの参入者	9	24.6
うち個人	1	0.6
①認定農業者	1	0.6
②認定新規就農者	-	-
③基本構想水準到達者	-	-
④その他	-	-
うち法人	8	24.0
①認定農業者	5	19.8
うち企業	5	19.8
うち農外から参入した企業	1	0.7
②認定新規就農者	1	0.8
③基本構想水準到達者	-	-
④その他	2	3.5
うち企業	8	24.0
うち農外から参入した企業	1	0.7
(3)人・農地プランの中心経営体(※2)	141	412.0
(4)新規参入	44	47.9
①個人	37	20.3
②法人	7	27.6
うち企業	4	3.4
(1)と(2)の合計(※3)		451.7

※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2:実質化されているか否かにかかわらず、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者を

カウントすること。また、担い手かつ中心経営体の場合もカウントすること。

※3:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上されて重複している経営体であって

も、1つの経営体としてカウントすること。

3 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況
別表のとおり

4 経費等の状況(令和4年度事業分)

賃料支払	221,349,132
賃料収入	221,349,132
差引賃料支払	0
管理・保全費支払	2,198,831
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	560,485
運営費支払	126,273,265
業務委託支払	23,325,958
合計	152,358,539
単年度借入面積1ha当たりの単価	345,484
累計借入面積1ha当たりの単価	29,711

条件整備費借入	0
新規借入	
返済	
借入残額	

5 優良事例

(1)効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

別紙のとおり

(2)機構自身の創意工夫

法人解散により、未貸付状態となった農地を、地元精通した地域駐在コーディネータが、地域の担い手を集め、配分し、遊休化の防止及び担い手の規模拡大へと繋げていった。

また、本年度からの新規事業、遊休農地解消緊急対策事業を活用し、草刈作業等行った結果、担い手への集積が実行できた。

(注1)特定農作業受託により既に担い手が耕作制定る農地は除外すること

(注2)担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、対策とはならないため、本表では不掲載。

(注3)「2 転貸先の状況(単年度)の計の経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

(注4)農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

(別表)

(単位: ha)

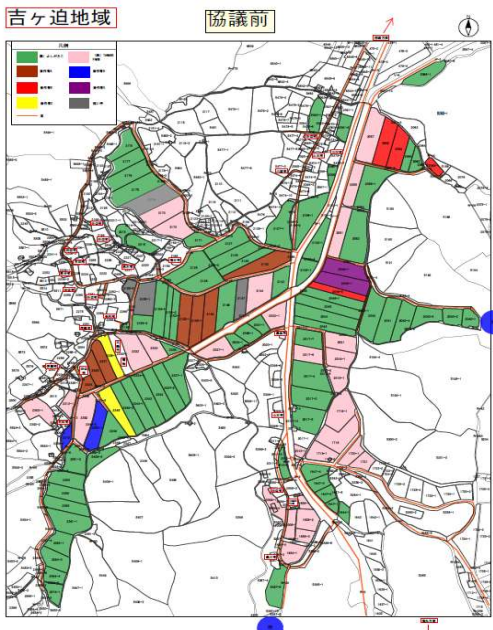
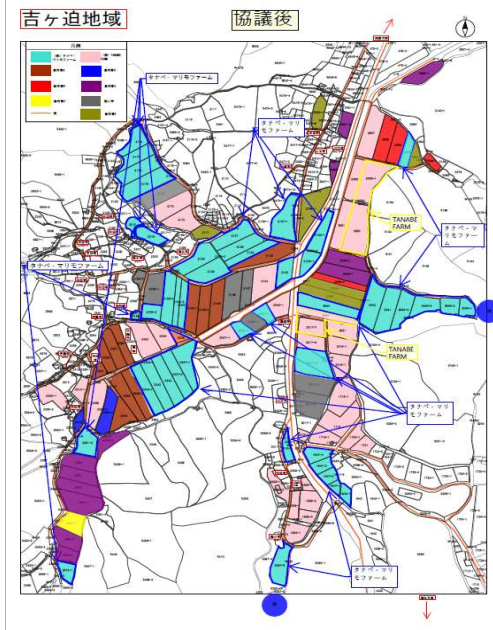

市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	④/③
広島市	115	115	100.0%	2,490	238	9.5%
呉市	15	7	48.9%	2,040	60	3.0%
竹原市	38	38	100.0%	519	68	13.1%
三原市	434	434	100.0%	4,250	1,257	29.6%
尾道市	88	88	100.0%	2,940	411	14.0%
福山市	56	56	100.0%	3,470	275	7.9%
府中市	91	91	100.0%	931	185	19.9%
三次市	734	722	98.4%	5,730	2,486	43.4%
庄原市	340	340	100.0%	6,910	2,033	29.4%
大竹市	0	0	—	121	10	8.2%
東広島市	1,024	1,024	100.0%	6,990	1,690	24.2%
廿日市市	58	58	100.0%	782	115	14.7%
安芸高田市	814	773	94.9%	4,210	1,511	35.9%
江田島市	10	4	40.2%	524	42	8.0%
熊野町	0	0	—	172	0	—
安芸太田町	31	31	100.0%	551	86	15.7%
北広島町	652	652	100.0%	3,580	1,746	48.8%
大崎上島町	7	7	100.0%	535	101	18.9%
世羅町	826	826	100.0%	3,220	1,525	47.4%
神石高原町	143	143	100.0%	1,790	494	27.6%
	5,476	5,408	98.8%	51,755	14,332	27.7%

取組事例報告

広島県神石高原町吉ヶ迫地区

コーディネータの調整により解散した法人の農地を円滑に移転

地区の概要	地区の概要及び課題	吉ヶ迫地区では、水稻を中心とした経営が主となっている。農事組合法人よしがさこが、平成15年に設立され、地域の農業を担ってきたが、高齢化が進み、やむなく令和4年に解散となった。そのため、地区内12haの農地の担い手が不在となった。				
	地域類型	<input type="checkbox"/> 平地 <input checked="" type="checkbox"/> 中山間地域 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	地区の農地面積	21.2 ha — ha(整備後)	作付作物	水稻等		
	機構の重点実施区域の指定状況	<input checked="" type="checkbox"/> 全域指定 <input type="checkbox"/> 一部指定 <input type="checkbox"/> 未指定		指定している場合は、区域名↓ 吉ヶ迫		
		重点実施区域の面積	21.2 ha	指定時の借入面積 R5.3末時点の借入面積	0a 8ha	
	機構活用面積	借入面積	8.0 ha	借入時期	令和4年4月、令和5年3月	
		転貸面積	8.0 ha	転貸時期	令和4年4月、令和5年3月	
		新規集積面積	0.0 ha			
		機構活用前(R3年)		→	機構活用後(R5年)	
	担い手の集積面積・集積率	(農)よしがさこ	12.5 ha	→	(農)よしがさこ	0.0 ha
		(株)タナベ・マリモファーム	5 ha		(株)タナベ・マリモファーム	6.5 ha
		(農)和	0.7 ha		(農)和	1.5 ha
		(株)TANABE FARM	5 ha		(株)TANABE FARM	6.3 ha
		85.8 %		→	67.4 %	
担い手の平均経営面積	6 ha/経営体		→	4.7 ha/経営体		
担い手の平均団地数	10.0 団地		→	13.0 団地		
担い手の平均団地面積	1.8 ha/団地		→	1.1 ha/団地		
遊休農地面積	ha		→	ha		
	遊休農地解消面積			0.0 ha		
農地バンクから転貸を受けた新規就農者数			農地バンクから転貸を受けた参入企業数		1	
経営体の状況	機構活用前(R3年)		→	機構活用後(R5年)		
	経営体数の推移	経営体数	8 経営体	経営体数	9 経営体	
		(うち担い手数)	3 経営体	(うち担い手数)	3 経営体	
		(うち機構から転貸を受けた経営体数)	0 経営体	(うち機構から転貸を受けた経営体数)	5 経営体	
経営体の概要	(農)よしがさこ(水稻、WCS等・担い手) (株)TANABE・FARM(水稻、野菜、養鶏・担い手) (農)和(水稻・担い手) 個人経営体A(水稻・非担い手) 個人経営体B(水稻・非担い手) 個人経営体C(水稻・非担い手) 個人経営体D(水稻・非担い手) 個人経営体E(水稻・非担い手)		→	(株)TANABE・FARM(水稻、野菜、養鶏・担い手) (株)タナベ・マリモファーム(水稻、野菜・担い手) (農)和(水稻・担い手) 個人経営体A(水稻・非担い手) 個人経営体B(水稻・非担い手) 個人経営体C(水稻・非担い手) 個人経営体D(水稻・非担い手) 個人経営体E(水稻・非担い手) 個人経営体F(水稻・非担い手)		
事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否			<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可		
基盤整備の状況	基盤整備の実施	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 予定				
	有り・予定	実施時期				
		事業名				
		工種	→			
		実施主体				
		※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は、以下の項目を記載				
	基盤整備地区内の農地面積	借入面積		転貸面積		
	基盤整備地区内の機構活用面積	新規集積面積				
	基盤整備地区内の担い手の集積面積・集積率	→				

協活力金の活用	地域集積協力金	実績なし
	経営転換協力金	実績なし
農地利用図	機構活用前(R3年)	機構活用後(R5年)
		
現場写真等		
取組事例のポイント・具体的な取組内容	取組事例のポイント	広島県農地中間管理機構地域駐在コーディネータが中心となり、地域内の意見集約、参入企業との連絡調整、担い手の確保を行う。
	取組事例の概要	広島県農地中間管理機構：地域駐在コーディネータの地元説明会への参加。
	具体的な取組内容	<p>広島県農地中間管理機構： 地域駐在コーディネータは関係機関と連携し、農事組合法人よしがさこ、農地管理者、参入企業と連絡調整を行う。法人解散に伴う農地の荒廃を防止することを最大の目標に置き、地域内の担い手や参入企業を交え、地域内で8回の協議を重ね、新たな担い手を確保し、農地維持に取り組んだ。</p> <p>農業委員会： 農業委員、農地利用最適化推進委員による農地管理者の意見集約、農地配分調整。</p> <p>神石高原町： 人・農地プラン作成の手続き、現況地図や目標地図の作成等</p>

取組内容		
	取組時期	取組
取組の行程	H15 R2	町内最初の集落型農業生産法人として発足 「農事組合法人よしがさこ(以下「(農)よしがさこ」)が高齢化、担い手不足を理由に役員会において法人解散の方向で協議を始める。(令和5年3月23日認定農業者認定期間)
	R2.10	(農)よしがさこが管理する圃場の所有者にアンケート調査を実施したところ、ほとんどの所有者が引き続き誰かに農地を貸し出したい旨の回答を得た。
	R3.2	(農)よしがさこから農地の荒廃、地域の衰退を防ぐため、新しい担い手について神石高原町(以下「町」)に相談を申し出る。
	R3.3	町は、R2年より神石高原町内にて有機野菜を栽培している(株)楽天ファーム(以下「(株)楽天」)が新しい農地を探している情報を得ていたことから、(農)よしがさこの後継として吉ヶ迫圃場の借受について打診する。
	R3.4	(株)楽天は吉ヶ迫圃場を確認し、借受けについて湿地帯以外の圃場の受け入れを了承した。
	R3.4	町は、(農)よしがさこに対し、(株)楽天の意向を伝えたと、空いた圃場は荒廃してしまうので圃場を全部引き受けてほしい旨の回答を得た。また、吉ヶ迫圃場内では慣行による自作農家も存在しており、有機栽培との共存を図ることができるか心配される意見が出される。
	R3.5	法人の現状。令和2年度の決算書等から関係機関と協議を行い、1年前倒しの解散を提示。
	R3.6	(農)よしがさこは、吉ヶ迫圃場で農地を管理している者並びに(株)楽天を招集し、今後の農地について協議を開始。
	R3.7	協議の結果、令和3年度の総会で法人の解散をするとの予告通知を行う。(組合員28戸、うち不在地主11戸)
	R3.8	(農)よしがさこは、農地の配分について、(農)よしがさこを除く農地管理者と(株)楽天の二者で協議を始める。
	R3.10	協議の結果、農地配分は地域の担い手を中心に配分すべきとの意見にまとまり、吉ヶ迫地域内の担い手を中心とした配分の検討を開始。(楽天に優先貸し付けを行うと、虫食い状態となり耕作放棄地が増加する)
	R3.11	コーディネータと地域の担い手である(株)TANABE FARMが中心となり、役場、農業委員も加わって農地配分について協議を重ねた結果、(農)よしがさこが管理している農地の大半を借受ける担い手の目途が立った。また、地域の担い手を中心に配分することになったことから、(株)楽天は農地の借受を見送った。
	R4.1	地域の担い手が企業へ働きかけた結果、吉ヶ迫地域内に(株)タナベ・マリモファームが新たな担い手として加わる。
	R4.3 R4.4	吉ヶ迫地域に実質化した人・農地プランを策定。 (農)よしがさこが管理していた農地を、農地中間管理事業の推進に関する法律並びに農業経営基盤強化促進法により利用権設定を締結する。
取組の成果	地区内農業の変化	
	(農)よしがさこが管理していた農地12.5haを、地域内の協議により10.2ha(81.6%)を新たな担い手へ利用権設定が完了した。また、機構関連事業(基盤整備)を見据え8.0haを広島県農地中間管理機構を経由し転貸することができた。地域の農事組合法人が解散することをきっかけに、12haの農地が荒廃し、地域の衰退に繋がるという危機感から、地域住民の地域や農地に対する関心が高まり、自らの地域は地域みんなで守るという意識づけが深まった。これは解散法人と地域、関係機関が一体となって地域を守ろうとした成果である。したがって個人経営体も体力の続く限り努力をする。できなくなったら大きい法人にお願いするとの暗黙の了解があり、個人の生きがいと地域の将来が約束された。	
	出し手・受け手・関係者の声	
関係事例関にと携そわのつ役た割	出し手:(農)よしがさこが解散することとなり、農地の利用権設定が解除されることとなり、農地維持に不安を感じていたが、地域から新たな受け手が確保されて安心した。何より地域の荒廃が防げたこと、鳥獣害の心配も減少したことなど生活の安堵感も大きい。	
	受け手:(農)よしがさこの農地の大半を借り受けることとなった担い手は、以前から農地の規模拡大を希望していた。法人解散に伴い農地を借り受けることができたことから、新たな作物の導入や基盤整備によるスマート農業への取組みが可能となった。地域の将来を考えて、有機の里構想を打ち出し、担い手を育て、地域の農業を守ろうと意気込んでいる。また、隣接の集落を含めた規模拡大も今後の検討課題である。	
	町・農業委員会・土地改良区:(農)よしがさこが管理していた農地12.5haのうち、8.0haを広島県農地中間管理機構が行うので関係機関の事務負担が軽減した。新たな担い手の発掘、企業参入、有機農業等を含め限界集落の維持発展のモデルになったほしいと期待している。	
関係事例関にと携そわのつ役た割	【広島県農地中間管理機構】 地域駐在コーディネータが上記取組み工程のほぼすべてにかかわり、関係機関・関係者(地域内外)との調整、農地配分調整	
	【農業委員会】 農業委員会委員・農地利用最適化推進員による農地関係者の聞き取り・意向確認による意見集約・農地配分協議	
	【神石高原町】 窓口を産業課農地係に一本化し連絡調整や事業推進を効率よく進行。人・農地プラン作成の手続き、現況地図や目標地図の作成で現状認識と地域の理解が得られた等	

令和4年度 農地中間管理事業の評価意見書

	項 目	評 価 ・ 意 見 ・ 改 善 事 項
I 実績評価	1. 事業実績 (1)集積面積 ・ 事業計画1,400haに対し、実績は452ha うち新規集積面積は167ha ・ 国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度： <u>10% (全国26位)</u> 9年間の寄与度： <u>12% (全国15位)</u> (2)県重点推進項目別実績 ① 産地育成につながる大規模な農地集積(<u>10経営体, 44ha</u>) ② 新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消(<u>135経営体, 161ha</u>) ③ 集落法人の付替・規模拡大・新設(59経営体, 291ha)	(目標面積に対し十分な成果となっているか) ・ 新型コロナ感染症影響のほか、米価下落、2月以降の資材高騰等、農業経営が厳しい中、当事業の成果はあったと評価する。 (機構は新規集積に貢献しているか) ・ 中山間地域で大規模な集積・集約化に不利な地域であることを鑑みれば評価できる。 (県施策に基づいた農地集積は十分か) ① 県の目標(55ha)達成にも貢献している。 ② 更なる新規就農者への活用を増やすよう「農業経営・就農支援センター」と連携し、研修機関・新規就農者への転貸増を望む。認定農業者等への転貸はこのような情勢の中、やむを得ないが、新技術等の導入など行政と連携して経営体の育成することを望む。 ③ 高齢化等による労働者不足、昨今の経営状況により利益減等、様々な課題がある中、機構関連農地整備事業等の事業活用を進めており、課題解決の一助になっている。
	2. 推進活動について (1)産地育成につながる大規模な農地集積 ・ 基盤整備事業との連携 ・ 新規参入者のニーズ把握 ・ 貸付希望者との調整 (2)新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消 ・ 研修制度との連携 ・ 中間保有機能を活かした円滑な就農地の提供 ・ 借受希望者のニーズ把握 ・ 機構活用の働きかけ (3)集落法人の付替・規模拡大・新設 ・ 新規設立時の集積への支援 ・ 既存法人への機構活用の働きかけ	(園芸用農地の集積はうまくいっているか) ・ 4市町58.8haの農地整備事業実施のため借入を行い、島しょ部ではレモンで1経営体、カットネギで3経営体が整備後に参入予定であるほか、県央の市では、レンコンを県を越えて栽培している経営体に1.5haを転貸するなど、各地域での産地化に寄与しており、評価できる。 (新規就農者の確保に貢献しているか) ・ 昨年度に引き続き、広果連、全農ひろしまの研修農用地等に3.5haを、新規就農者(ひろしま活力事業参加者29名)に16.7haを集積しており、評価できる。 (認定農業者の農地集積に貢献しているか) ・ 昨年度と比べ減少しているが、世界的、経済的に厳しい状況の中での数値であることから評価できる。 (集落法人での活用は十分か) ・ 県等と連携して、新しい考え方を導入するなどして、集落法人の労働力確保、農地確保を進めてほしい。 ・ 集落法人の更新時期に入り、円滑な事務手続きに懸念が残る。
II 推進活動への意見		

	項 目	評 価 ・ 意 見 ・ 改 善 事 項
Ⅲ 推 進 体 制 へ の 意 見	3. 推進体制について (1) 事業推進 ① 機構 (財団・CD・市町等業務委託) ・機構コーディネータ働きかけ ・市町への業務委託と役割分担 ② 関係機関との連携 (市町・農業委員会・県・JA・改良区) ・農業委員会との連携 ・地域戦略組織への参加 ・基盤整備部局との連携 ③ 農業者との連携 ・CDや推進委員を通じた周知 ・借受希望者へのニーズ把握 (2) 農地管理 ① 賃借料徴収支払・契約変更 ・適正な事務処理の実施	(円滑な事業推進のための体制ができていますか) ・ R4年度はコロナ禍が収まり、職員の派遣状況はコロナ禍前に戻ったが、制度改革による説明会等が多かったため、現地活動部分のCDの活動は減っている。 制度改革に伴う変更する手続き等について、円滑な変更を望む。 (関係機関との連携はとれているか) ・ 機構関連農地整備事業等のほ場整備事業打合せを始め、関係部局・農業委員会・地域戦略会議との協議・連携は行われている。 (農業者への周知、ニーズの把握等はできていますか) ・ 場面を捉えての周知活動をしている。また、農地中間管理事業の認知も高まっていると判断する。 ・ 2年ぶりの借受者説明会も開催され、借受者の意見を聴けたと考える。 ・ 利用者からの事務処理の簡素化など、制度改革と併せて取り組むよう望む。 (適正な事務ができていますか) ・ 賃貸料徴収額が2億2千万円を超え、借受者459経営体から徴収し、貸付者6,977件への支払が適正にされている。 ・ 改正法が本格施行された後の当事務量の増加への対応について懸念が残る。
参 考	令和5年度の事業推進について ・制度の改正への対応状況 ・令和5年度の推進体制について ・事業実施規程, 実施方針について	(新制度における事業規程等の整理は適切か等) ・ 大幅な改正により、県の基本方針等の改正を受け、事業実施規程, 実施方針, 事務処理要領を変更している。 また、地域計画作成後の促進計画に対応する事務処理要領も検討されている。 (5年度の推進体制について、機構の内部体制, 県・市町等との連携) ・ 制度が大きく変わる中、県, 市町と連携し、経営体に迷惑が掛からないような方法の検討を望む。
総 合 評 価 ・ 意 見	(全体としてどうか。改善点, 検討すべき事項はあるか) ・ 国際情勢, 経済情勢が厳しい中, 令和4年度の事業実施においては, 評価できる。 しかしながら, 令和6年度からの集落法人等の更新, 新制度における相対取引分の増加等課題が多くなってくるが, 農業経営者の負担にならない事務処理の検討を望む。 (担い手育成・確保対策との連携) ・ 新規就農者・参入企業をはじめ認定農業者への転貸について評価できる。 今後は農業経営・就農支援センターや市町・JAの研修施設と連携をし, 農地確保を行うよう望む。 (今後の県施策等との連携) ・ 県のアクションプログラムの目標達成に貢献しており, 今後も, 県のアクションプログラムや各市町・JAとの施策との連携を行うよう望む。	